

北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針（案）について

北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針（素案）に対する意見と対応

	項目	意見の概要	対応（案）
1	1（2）その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> 農用地の団地化の目標を現状の1.5倍程度に拡大することとしているが、この数値の根拠及び最低目標であるのか知りたい。 	案の内容についての質問等
2	3 農地中間管理事業の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託はどのような内容で、トラブルが発生した場合は誰が責任を持つのか。 また、農地売買は、農業委員会から中間管理機構に代わったのではないのか。 	案の内容についての質問等
3	2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向 （1）農地中間管理機構（以下「機構」という。）として指定する	<ul style="list-style-type: none"> 「農地中間管理事業を適正に確実に・・・」との記載があるが、バンク法第4条に農地中間管理機構の指定の記載があるため、基本方針で頭出しする必要性があるのか？ 	案の内容についての質問等
4	2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> 地域内で担い手が確保できない場合の対応として、「地域内の担い手への集積・集約化を基本としつつ、必要に応じ広域的な調整を行い、受け手の確保を図る。」といった文言を追加してほしい。 	今後の施策の進め方等の参考とするもの
5	3 農地中間管理事業の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 農用地利用集積等促進計画の作成は農地中間管理機構が作成することになっているが、業務委託、協力同意ありきとなっており、機構は農地の移動に関する聞き取りや現地確認、利用調整等ほとんど関与せず任せっきりとなっている。 市町村や農業委員会に委託することが前提としている記述と読み取れるが、あくまで同意のもと協力するものではないのか。 	案の内容についての質問等

	項目	意見の概要	対応（案）
6	5 関係機関・団体の連携及び協力	・農地と担い手確保は一体であることから、北海道農業担い手センターを追加してほしい。	意見を受けて案を修正したもの
7	3 農地中間管理事業の実施方法 5 関係機関・団体の連携及び協力	・現状の「農地の借受者から借地料を農協が徴収し公社へ送金」「農地の貸付者へ借地料を振り込む金額を一度、農協の口座へ振り込むように公社へ請求し、農地の貸付者の指定口座へ振り込む」という事務の流れについて改善をお願いしたい。	案の内容についての質問等

北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針（案）に係る記述事項修正一覧表

計画（案）	計画（素案）	修正理由																								
<p>本道においては、担い手への農用地の集積割合は、国の目標を上回っているものの、農用地の分散による作業効率の低下や農業者の高齢による<u>荒廃農地</u>の増加なども今後懸念される。</p> <p>こうした中、本道の優良農地を維持・確保するためには、面的にまとまりを持ちながら担い手への農用地の集積・集約化を一層推進することが重要であることから、農地中間管理機構を有効に活用するため、次のとおり、北海道における農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定める。</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標とその他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標</p> <p>(1) 担い手が利用する農用地の面積の目標</p> <table border="1" data-bbox="129 965 864 1209"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕地面積（①）</td> <td>1,138,000 ha</td> <td>1,129,000 ha</td> </tr> <tr> <td>うち担い手が利用する面積（②）</td> <td>1,052,000 ha</td> <td>1,072,000 ha</td> </tr> <tr> <td>②／①</td> <td>92.5%</td> <td>95%程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>注2 令和6年度の耕地面積は、農林水産省耕地及び作付面積調査による。</p> <p>(2) その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標</p>		令和6年度	令和17年度	耕地面積（①）	1,138,000 ha	1,129,000 ha	うち担い手が利用する面積（②）	1,052,000 ha	1,072,000 ha	②／①	92.5%	95%程度	<p>本道においては、担い手への農用地の集積割合は、国の目標を上回っているものの、農用地の分散による作業効率の低下や農業者の高齢による<u>耕作放棄地</u>の増加なども今後懸念される。</p> <p>こうした中、本道の優良農地を維持・確保するためには、面的にまとまりを持ちながら担い手への農用地の集積・集約化を一層推進することが重要であることから、農地中間管理機構を有効に活用するため、次のとおり、北海道における農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定める。</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標とその他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標</p> <p>(1) 担い手が利用する農用地の面積の目標</p> <table border="1" data-bbox="938 965 1673 1209"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕地面積（①）</td> <td>1,138,000 ha</td> <td>1,129,000 ha</td> </tr> <tr> <td>うち担い手が利用する面積（②）</td> <td>1,052,000 ha</td> <td>1,072,000 ha</td> </tr> <tr> <td>②／①</td> <td>92.5%</td> <td>95%程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>注2 令和6年度の耕地面積は、農林水産省作物統計調査による。</p> <p>(2) その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標</p>		令和6年度	令和17年度	耕地面積（①）	1,138,000 ha	1,129,000 ha	うち担い手が利用する面積（②）	1,052,000 ha	1,072,000 ha	②／①	92.5%	95%程度	<p>文言整理</p> <p>調査名訂正</p>
	令和6年度	令和17年度																								
耕地面積（①）	1,138,000 ha	1,129,000 ha																								
うち担い手が利用する面積（②）	1,052,000 ha	1,072,000 ha																								
②／①	92.5%	95%程度																								
	令和6年度	令和17年度																								
耕地面積（①）	1,138,000 ha	1,129,000 ha																								
うち担い手が利用する面積（②）	1,052,000 ha	1,072,000 ha																								
②／①	92.5%	95%程度																								

計画（案）	計画（素案）	修正理由
<p>市町村、農業委員会等と連携し、担い手への農用地の集積とともに、より一層の生産性の向上を図るための集約化や、<u>荒廃農地</u>の発生防止・解消を図るものとする。</p> <p>イ 再生可能な<u>荒廃農地</u>の解消に向けて、農地中間管理機構が行う再生整備事業等により農地整備を進めながら、担い手をはじめ新規参入者や企業などへの農地利用を促進する。</p> <p>2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向 (2) 担い手への農用地の集積・集約化と<u>荒廃農地</u>の発生防止・解消を進めるため、機構を中核的な事業体として位置づけ、関係機関・団体との連携を密にして、最大限に活用する。</p> <p>3 農地中間管理事業の実施方法</p> <p>4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策</p> <p>5 関係機関・団体の連携及び協力 北海道及び機構は、市町村、農業委員会、市長会、町村会、北海道農業会議、北海道農業協同組合中央会、北海道土地改良事業団連合会、<u>株式会社日本政策金融公庫</u>、<u>北海道農業担い手育成センター</u>等の関係機関・団体と密接な連携・協力のもとに、農地中間管理事業等の推進を図る。</p>	<p>市町村、農業委員会等と連携し、担い手への農用地の集積とともに、より一層の生産性の向上を図るための集約化や、<u>耕作放棄地</u>の発生防止・解消を図るものとする。</p> <p>イ 再生可能な<u>遊休農地</u>の解消に向けて、農地中間管理機構が行う再生整備事業等により農地整備を進めながら、担い手をはじめ新規参入者や企業などへの農地利用を促進する。</p> <p>2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向 (2) 担い手への農用地の集積・集約化と<u>耕作放棄地</u>の発生防止・解消を進めるため、機構を中核的な事業体として位置づけ、関係機関・団体との連携を密にして、最大限に活用する。</p> <p>3 農地中間管理事業の実施方法</p> <p>4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策</p> <p>5 関係機関・団体の連携及び協力 北海道及び機構は、市町村、農業委員会、市長会、町村会、北海道農業会議、北海道農業協同組合中央会、北海道土地改良事業団連合会、<u>株式会社日本政策金融公庫</u>等の関係機関・団体と密接な連携・協力のもとに、農地中間管理事業等の推進を図る</p>	<p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>意見を踏まえ、北海道農業担い手育成センターを明記</p>

北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針（案）の概要

【根拠法令】 農地中間管理事業の推進に関する法律

【目的等】 農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資することを目的とする。

【設定期間】 おおむね5年ごとにその後の10年間を見通し策定（令和17年度目標）

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標とその他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

本道農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営に農用地を集積・集約化することが重要であることから、農地中間管理事業等の農地流動化施策を推進する。

(1) 担い手が利用する農用地の面積の目標

	令和6年度	令和17年度
耕地面積 (①)	1,138,000ha	1,129,000ha
うち担い手が利用する面積 (②)	1,052,000ha	1,072,000ha
②/①	92.5%	95%程度

(2) その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

担い手への農用地の集積とともに、より一層の生産性の向上を図るための集約化や、荒廃農地の発生防止・解消を図る。

ア 担い手が利用する農用地の団地化に向けて、平均面積を現状の1.5倍程度に拡大。

イ 再生可能な荒廃農地の解消に向けて、農地整備を進めながら、担い手などへの農地利用を促進。

2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができる法人を農地中間管理機構に指定。

(2) 担い手への農用地の集積・集約化と荒廃農地の解消等を進めるため、農地中間管理機構を中核的な事業体と位置付け、最大限に活用。

(3) 地域においては、「地域計画」を通じ、農用地の集積・集約化に向けた合意形成を図るとともに、農地中間管理事業等のほか、市町村等が実施する農地流動化施策を効果的に活用。

3 農地中間管理事業の実施方法

農地中間管理事業を円滑に推進するため、市町村の同意を得て業務委託するとともに、農用地利用集積等促進計画の案の作成の協力を求め、事業を進める。

また、市町村公社、農業協同組合等についても、適切に業務が行えると認められる場合には委託を進める。

4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策

(1) 機構は、地域関係者に対し農地中間管理事業等の活用方法について周知徹底に努める。

(2) 新規就農者の育成や農業経営の法人化など多様な担い手の育成・確保対策とともに、農地中間管理機構関連事業等の施策を効果的に活用。

5 関係機関・団体の連携及び協力

関係機関・団体と密接な連携・協力もと、農地中間管理事業等の推進を図る。

北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針 (案)

令和8年(2026年) 月

北 海 道

北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針

本道においては、担い手への農用地の集積割合は、国の目標を上回っているものの、農用地の分散による作業効率の低下や農業者の高齢化による荒廃農地の増加なども今後懸念される。

こうした中、本道の優良農地を維持・確保するためには、面的にまとまりを持ちながら担い手への農用地の集積・集約化を一層推進することが重要であることから、農地中間管理機構を有効に活用するため、次のとおり、北海道における農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定める。

この北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針は「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）」第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条に基づき、都道府県知事が効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標、中間管理事業の推進に関する基本的な方向性を定めるもの。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標と その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

本道農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成・確保するとともに、これらの経営に農用地を集積・集約化することが重要であることから、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進等を図っていく。

(1) 担い手が利用する農用地の面積の目標

	令和6年度	令和17年度
耕地面積(①)	1,138,000 ha	1,129,000 ha
うち担い手が利用する面積(②)	1,052,000 ha	1,072,000 ha
②/①	92.5%	95%程度

注1 担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者とする。

注2 令和6年度の耕地面積は、農林水産省耕地及び作付面積調査による。

(2) その他農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

市町村、農業委員会等と連携し、担い手への農用地の集積とともに、より一層の生産性の向上を図るための集約化や、荒廃農地の発生防止・解消を図るものとする。

ア 担い手が利用する農用地の団地化に向けて、連続して作業ができる圃場の平均面積を現状の1.5倍程度に拡大する。

イ 再生可能な荒廃農地の解消に向けて、農地中間管理機構が行う再生整備事業等により農地整備を進めながら、担い手をはじめ新規参入者や企業などへの農地利用を促進する。

2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができると認められる法人を農地中間管理機構（以下「機構」という。）として指定する。

(2) 担い手への農用地の集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消を進めるため、機構を中核的な事業体として位置づけ、関係機関・団体との連携を密にして、最大限に活用する。

(3) 地域において、「地域計画」※の策定・見直しを通じ、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等を踏まえ、農用地の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、本計画と連動して、機構の農地中間管理事業や農地売買等事業等のほか、従来から市町村等が実施している農地流動化施策を効果的に活用することにより、農用地の集積・集約化を効率的かつ効果的に推進する。

※地域計画とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した目標地図などを明確化し、公表したもの。

3 農地中間管理事業の実施方法

農地中間管理事業を円滑に推進するためには、地域の実情を熟知している市町村及び農業委員会の積極的な取組が不可欠であることから、市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用集積等促進計画の案の作成の協力を求め、事業を進めるものとする。

なお、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等は、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合には、委託を進めることとする。

4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策

- (1) 機構は、地域計画の見直しに係る協議の場などを通じ、地域関係者に対し農地中間管理事業等の活用方法について、周知徹底に努めるものとする。
- (2) 農地中間管理事業を効果的に推進するため、機構と連携し、新規就農者の育成や農業経営の法人化、企業の農業参入など、多様な担い手の育成・確保対策を進めるとともに、農地中間管理機構関連事業等の施策を効果的に活用するものとする。

5 関係機関・団体の連携及び協力

北海道及び機構は、市町村、農業委員会、市長会、町村会、北海道農業会議、北海道農業協同組合中央会、北海道土地改良事業団連合会、株式会社日本政策金融公庫、北海道農業担い手育成センター等の関係機関・団体と密接な連携・協力のもとに、農地中間管理事業等の推進を図る。